

改正後	改正前
<p>雇児発第 0612005 号 平成 20 年 6 月 12 日</p>	<p>雇児発第 0612005 号 平成 20 年 6 月 12 日</p>
<p>第一次改正 雇児発 0405 第 33 号</p>	<p>第一次改正 雇児発 0405 第 33 号</p>
<p>平成 24 年 4 月 5 日</p>	<p>平成 24 年 4 月 5 日</p>
<p>第二次改正 雇児発 0401 第 21 号</p>	<p>第二次改正 雇児発 0401 第 21 号</p>
<p>平成 26 年 4 月 1 日</p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日</p>
<p>第三次改正 雇児発 0409 第 7 号</p>	<p>第三次改正 雇児発 0409 第 7 号</p>
<p>平成 27 年 4 月 9 日</p>	<p>平成 27 年 4 月 9 日</p>
<p>第四次改正 雇児発 0824 第 6 号</p>	<p>第四次改正 雇児発 0824 第 6 号</p>
<p>平成 28 年 8 月 24 日</p>	<p>平成 28 年 8 月 24 日</p>
<p>第五次改正 雇児発 0615 第 5 号</p>	<p>第五次改正 雇児発 0615 第 5 号</p>
<p>平成 29 年 6 月 15 日</p>	<p>平成 29 年 6 月 15 日</p>
<p>第六次改正 子発 0509 第 5 号</p>	<p>第六次改正 子発 0509 第 5 号</p>
<p>平成 30 年 5 月 9 日</p>	<p>平成 30 年 5 月 9 日</p>
<p>第七次改正 子発 0606 第 2 号</p>	<p>第七次改正 子発 0606 第 2 号</p>
<p>令和元年 6 月 6 日</p>	<p>令和元年 6 月 6 日</p>
<p>第八次改正 子発 0420 第 7 号</p>	<p>第八次改正 子発 0420 第 7 号</p>
<p>令和 2 年 4 月 20 日</p>	<p>令和 2 年 4 月 20 日</p>
<p>第九次改正 子発 0615 第 5 号</p>	<p>第九次改正 子発 0615 第 5 号</p>
<p>令和 3 年 6 月 15 日</p>	<p>令和 3 年 6 月 15 日</p>
<p><u>第十次改正 子発 0711 第 1 号</u></p>	
<p><u>令和 4 年 7 月 11 日</u></p>	
<p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 市区町村長 殿</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 市区町村長 殿</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて</p> <p>標記については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726008 号「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>1 一部改築 （略）</p> <p>2 拡張 （1）～（3） （略）</p> <p>（4）上記（1）から（3）の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。</p> <p>① 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 119 m<sup>2</sup>、交付基礎点数 <b>6,948</b> 点を限度とする。</p> <p>② 既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施す</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて</p> <p>標記については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726008 号「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>1 一部改築 （略）</p> <p>2 拡張 （1）～（3） （略）</p> <p>（4）上記（1）から（3）の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。</p> <p>① 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 119 m<sup>2</sup>、交付基礎点数 <b>6,852</b> 点を限度とする。</p> <p>② 既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施す</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="241 164 1115 236">るため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 31.8 m<sup>2</sup>、交付基礎点数 <u>1,854</u> 点を限度とする。</p> <p data-bbox="215 260 1115 336">③ 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に <u>2,083</u> 点を加算する。</p>	<p data-bbox="1258 164 2132 236">するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積 31.8 m<sup>2</sup>、交付基礎点数 <u>1,828</u> 点を限度とする。</p> <p data-bbox="1232 260 2132 336">③ 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に <u>2,054</u> 点を加算する。</p>